

平成21年第1回瑞穂市議会定例会会議録（第5号）

平成21年3月24日（火）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第5号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例の制定について
- 日程第3 議案第13号 平成20年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議案第14号 平成20年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第15号 平成20年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第22号 平成21年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第7 議案第23号 平成21年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第8 議案第24号 平成21年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算
- 日程第9 議案第11号 瑞穂市給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第17号 平成20年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第18号 平成20年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第19号 平成20年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第20号 平成20年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第26号 平成21年度瑞穂市下水道事業特別会計予算
- 日程第15 議案第27号 平成21年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第16 議案第28号 平成21年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計予算
- 日程第17 議案第29号 平成21年度瑞穂市水道事業会計予算
- 日程第18 議案第30号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第19 議案第10号 瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第16号 平成20年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第25号 平成21年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算
- 日程第22 議案第3号 字区域の変更について
- 日程第23 議案第4号 財産の低額譲渡について
- 日程第24 議案第6号 瑞穂市附属機関設置条例及び瑞穂市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第7号 瑞穂市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第8号 瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について

- 日程第27 議案第9号 瑞穂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- て
- 日程第28 議案第12号 平成20年度瑞穂市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第29 議案第21号 平成21年度瑞穂市一般会計予算
- 日程第30 議案第31号 平成20年度瑞穂市一般会計補正予算(第6号)
- 日程第31 発議第1号 青少年を有害情報から守る環境整備の強化を求める意見書について
- 日程第32 発議第2号 子どもの体力向上の推進に関する意見書について
- 日程第33 土地財産調査特別委員会の中間報告の件
- 日程第34 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	清水 治	2番	土屋 隆 義
3番	熊谷 祐子	4番	西岡 一 成
5番	庄田 昭人	6番	森 治 久
7番	棚橋 敏明	8番	広瀬 武 雄
9番	山田 隆 義	10番	広瀬 捨 男
11番	松野 藤四郎	12番	土田 裕
13番	小寺 徹	14番	若井 千 尋
15番	小川 勝 範	16番	堀 武
17番	星川 睦 枝	18番	藤橋 礼 治
19番	若園 五 朗	20番	広瀬 時 男

本日の会議に欠席した議員(なし)

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀 孝 正	副 市 長	豊田 正 利
教 育 長	横山 博 信	企 画 部 長	奥田 尚 道
総 務 部 長	新田 年 一	市 民 部 長	松井 勝 一
福 祉 部 長	石川 秀 夫	巢 南 庁 舎 管 理 部 舎 長	福野 正

都市整備部長	松尾治幸	調整監	水野幸雄
環境水道部長	河合信	会計管理者	広瀬幸四郎
教育次長	林鉄雄		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会議務局長	鷺見秀意	書記	清水千尋
書記	棚瀬敦夫		

開議の宣告

議長（小川勝範君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 諸般の報告

議長（小川勝範君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

お手元に配付しましたとおり、2 件の議案の受理をしましたので報告します。

1 件目は、広瀬武雄君から、発議第 1 号青少年を有害情報から守る環境整備の強化を求める意見書について、2 件目は、森治久君から、発議第 2 号子どもの体力向上の推進に関する意見書についてです。これらについては、後ほど議題にしたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第 2 議案第 5 号から日程第 8 議案第 24 号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第 2、議案第 5 号瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例の制定についてから日程第 8、議案第 24 号平成 21 年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算を一括議題とします。

これらについては、厚生常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長 松野藤四郎君。

厚生常任委員長（松野藤四郎君） おはようございます。議席番号 11 番 松野藤四郎でございます。

ただいま議長さんの方から発言のお許しをいただきましたので、厚生常任委員会から報告をいたします。

ただいま一括議題となりました 7 議案について、厚生常任委員会の審査の経過及び結果について報告します。

厚生常任委員会は、3 月 10 日午後 1 時 30 分から穂積庁舎議員会議室で開催しました。全委員が出席し、執行部からは市長、副市長及び所管の部長、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案番号順に、要点を絞って報告します。

初めに、議案第 5 号瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例の制定についてを審査しました。

執行部より、この条例は、保護者が労働等により昼間家庭にいない留守家庭児童の小学校1年生から3年生に対し、授業終了後の適切な遊びの場及び生活の場を確保することにより、児童の健康管理、安全確保及び遊びを通して、児童の健全な育成を図ることを目的に制定するものであるとの補足説明を受けた後、質疑を行いました。

その内容については、この条例を作成するのに保護者との話し合いの中でどのような点が問題になったかとの質疑に対し、昨年4月に第1回目の検討委員会を行い、その後も6回委員会を開催し、各校区における保護者会の役員の方と話し合った。その中で、入所における案内方法、指導員の選定方法、料金、徴収方法、開設時間等が課題点として上がり、最終的に資料ナンバー5による概要としてまとめたものであるとの答弁でした。

また、検討委員会は今後も続けるのか。母子家庭の児童、障害のある児童を優先して入所させる考えはあるのか。穂積小学校区の定員40人は一番児童の多い校区であるのに定員が少な過ぎるのではないかと質疑に対し、検討委員会は今後も必要に応じて開催していく。母子家庭の児童については、この条例の目的からいって当然優先されるものと考え。障害のある児童については、障害状況を見きわめ、集団生活が可能であれば、現場の実態を確認しながら受け入れる。穂積小学校区については現在駅西会館を利用しているが、適切な場所があれば変更も考えていきたいとの答弁でした。

第11条に「事業の一部を委託することができる」とあるが、一部を委託するとはどのようなことか。国または県からの補助金はあるのか。運動会等により振りかえ休日となった場合、開設するののかとの質疑に対し、基本的には市が行う事業であるが、保護者会に一部を委託し、おやつや消耗品の賄い、イベント等の企画・実行をしていただく予定である。また、国・県から補助金を受ける条件として年間250日以上開設しなければならないが、平日及び長期休業期間のクラブ開催日数は245日程度である。残りの5日程度は、親子行事、奉仕活動、地域交流活動などを保護者会にお願いしたいと考えている。補助金については、児童数20人以上のクラブに対しては国から、20人以下のミニクラブに対しては県から補助金がある。振りかえ休日となった場合も開設するとの答弁でした。

この後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

議案第13号平成20年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第14号平成20年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）、議案第15号平成20年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）については、それぞれの議案に対し、補足説明を受けた後、質疑、討論はなく、採決の結果、3議案とも全会一致で原案のとおり可決しました。

議案第22号平成21年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算については、被保険者数を1万2,745人と見込んで、平成20年度当初予算より4,700万円ほど多い141億4,686万4,000円とした。ふえ続ける医療費に対し、経済不況における保険税の減収が予想される中、基金から3億

4,500万円を繰り入れるなど、苦慮した予算編成となっている。医療費の抑制策については、平成20年度より始めた特定健診に続いて、新たに特定歯科健診を導入するなど、保険給付費の抑制につなげていきたいとの補足説明がありました。

この後、各項目別予算について補足説明があり、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

議案第23号平成21年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第24号平成21年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算については、それぞれの議案に対し、各項目別に補足説明を受けた後、質疑、討論はなく、採決の結果、両議案とも全会一致で原案のとおり可決しました。

以上で、会議規則第39条の規定による厚生常任委員会の委員長報告を終わります。平成21年3月24日、厚生常任委員会委員長 松野藤四郎。以上でございます。

議長（小川勝範君） これより、議案第5号瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 3番 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 議席番号3番、改革の熊谷祐子です。

ちょっと質疑に立つことに戸惑いがあるんですが、と申しますのは、ただいまの委員長報告の中で私が発言した内容が間違っていますので、こういう場合はどうしたらいいのかしらと思いつつここに立たせていただきましたが、中で、穂積小校区の定員40人は受け入れ可能なのかという質疑が出たというところがありましたけど、私はそうは発言していませんで、穂積小校区の学童の現在の場所は、瑞穂市の中で一番児童数が多い校区であるので、40人では足りないのではないかという発言をしたはずです。意味が全然違いますので、その報告は直していただきたいと思うんです。後に残りますので、読む人も市民の中にいますし、何かちょっとわかっていないように受け取られがちなので、こういう場合に、急なことですので、委員長報告の内容というのは今聞くまで全然知らないわけですから、前から思っているんですが、本当は委員長報告というのは委員の人に、自分のせめて発言のところだけでも、こういう場合があり得るので、ちょっと事前に見せていただきたいということを前からたびたび申し上げてきたんですけど、そういうふうには改善されていけませんのでちょっとこういう事態になりましたけど、自分の発言には責任を持ちたいと思いますので、記録に残りますし、という質疑でございます。

議長（小川勝範君） 議事の都合によりまして、休憩をいたします。

休憩 午前9時53分

再開 午前10時18分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

厚生常任委員長 松野藤四郎君。

厚生常任委員長（松野藤四郎君） 先ほど熊谷議員から質疑がございました点について御説明いたします。

穂積小校区の定員40人の話の中で、私の方はそこら辺を網羅していっぱいになりましたら新しい施設をとということでお話をしましたんですが、一部追加をしたいというふうに思います。「穂積小校区の定員40人は、一番児童の多い校区であるのに定員が少な過ぎるのではないか」という字句を追加し、訂正をいたしますので、よろしくをお願いします。

議長（小川勝範君） ただいまの訂正を認めます。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 2点ほど御質問をさせていただきます。

まず条例の第11条は、市長は、適切に事業が実施できると認められる者に事業の一部を委託することができる、こういうふうに規定をしております。そこでお聞きをいたしますけれども、適切に事業が実施できると認められる者とはどういう基準によるものなのか、そして事業の一部とは具体的にどういう内容なのか、このことが委員会の中でどのように執行部からの説明を受け、議論をされたのか、お聞きをしたいと思います。第12条には、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要事項は規則で定める、こういうふう書いておりますので規則の中で規定をされているのかもしれませんが、その規則の内容とあわせてお聞きをしておきたいと思います。

議長（小川勝範君） 厚生常任委員長 松野藤四郎君。

厚生常任委員長（松野藤四郎君） 西岡議員から、第11条の事業の一部を委託することができるということですが、先ほど委員長報告で述べたとおりでございますので、よろしくをお願いします。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に、皆さん方に御案内させていただきます。

先ほど全協でもお話ししましたように、採決システムを使用しますので、賛成の方、反対の方、必ずボタンを押してください。

では、これより議案第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第13号平成20年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第14号平成20年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第15号平成20年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第22号平成21年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 12番 土田裕君。

12番（土田 裕君） 議席番号12番 土田裕と申します。

第22号議案の平成21年度の国民健康保険事業特別会計の予算に反対の意見を述べさせていただきます。

一般質問でも、私、国保の問題を取り上げて質問させていただきました。その中で、今、高く払えない国保税、国保料の問題が大変多く取りざたされています。その上で、これは国の事業並びに国庫負担金が大変負担率が上がったということから、いかに払えない世帯が、水準にそれを戻さなければいけない、これが今の国の事業から地方に課せられた問題だと思っています。その上を踏まえて、いろんな解釈がございますが、それを救済しなければいけない。これが今の貧困に広がる大きな国保税の滞納世帯に広がってくるという観点から、私はこの議案に大していささか疑問が残るということで、その意味で、反対の討論をさせていただきました。ありがとうございました。よろしく申し上げます。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立多数です。したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第23号平成21年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第24号平成21年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第11号から日程第18 議案第30号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第9、議案第11号瑞穂市給水条例の一部を改正する条例についてから日程第18、議案第30号市道路線の認定及び廃止についてを一括議題といたします。

これらについては、産業建設常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長 若園五朗君。

産業建設常任委員長（若園五朗君） 議席番号19番、新生クラブ、若園五朗。

ただいま一括議題となりました10議案について、会議規則第39条の規定により、産業建設常任委員会の審査の経過及び結果について報告します。

産業建設常任委員会は、3月9日午後1時30分から巢南庁舎3の2会議室において開催しました。全委員が出席し、執行部から市長、所管の部長、調整監、課長、主幹の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案番号順に、要点を絞って報告します。

初めに、議案第11号瑞穂市給水条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

これについては、今回、水道料金の催告手続を条例で定めるとのことだが、これまでは条例化されていなかったのかとの質疑があり、これまでは地方自治法の規定を準用し、督促手数料等を徴収していたが、今回、給水条例に規定することにしたと答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第17号平成20年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第18号平成20年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についての審査では、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第19号平成20年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第2号）について審査しました。

これについて、コミュニティ・プラントの水洗化率が34.4%と事業がおくれ、国の下水道施策も見直しの動きがあるなど、今後の課題が山積みになると思うが、これからの対応はとの質疑では、昨年6月に職員が各家庭を戸別訪問し、下水道への接続を勧奨した。この中で、接続されない大きな理由は経済的なことだとわかった。このため、新年度に経済支援を考えている。また、2月23日に上下水道事業審議会から答申があった。答申には水洗化向上施策も述べられている。引き続き戸別訪問による接続勧奨を行い、さらに原因を追及し、改善策を考えていきたいとの答弁がありました。

また、国が法律を改正した場合、下水道事業が成り立っていないのではないかとこの質疑では、昨年4月に提案され、審議未了で廃案になった下水道法の改正案は、下水道が布設されても、合併処理浄化槽で適正な維持管理が行われていれば、下水道への接続は免除できるというものだった。このような下水道法の改正を見込んで、都市のインフラ整備として行わなければいけない。市財政や下水道の経営状況を考慮しながら、下水道を整備していきたいとの答弁がありました。

また、減額補正の金額が大きい。責任を持って適切な予算の積算をすべきではとの質疑では、十分注意をして取り組みたいとの答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

議案第20号平成20年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）についての審査では、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第26号平成21年度瑞穂市下水道事業特別会計予算について審査しました。

これについては、下水道接続向上のための経済的支援として、私道に対する下水道管布設要綱の布設要件の緩和措置と、市排水設備等改造資金融資あっせんに関する規則に利子補給制度を加える改正案に伴うものが、補助金、工事費に予算計上してあるとの補足説明がありました。

質疑では、利子補給制度について、融資あっせんを受けた際の利子分を市が負担するということかという質疑があり、利子分を全額市が負担するものと答弁がありました。

また、融資あっせんを受ける際の保証人はとの質疑では、融資あっせんは銀行で取り扱うため、銀行が調べられることになると答弁がありました。

市税などを滞納している方は融資あっせんを受けられるのかとの質疑では、滞納者は受けられないと規則で規定してある。障害者や生活保護世帯への援助は今後考えていきたいと答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第27号平成21年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算について審査しました。

この施設は供用開始後12年が経過しており、新規の予算計上はなく、維持管理経費が主になると補足説明がありました。

報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第28号平成21年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計予算について審査しました。

これについては、これまでに戸別訪問して接続勧奨した成果はとの質疑があり、2月末現在で新築に伴う接続15件、浄化槽からの変更7件で合計22件の接続があったが、戸別訪問は昨年6月からの実施で、すぐに成果としてあらわれたというよりも、これらの接続については家屋の新築や改築によるものが主だと思いと答弁がありました。

駅西会館は自治会やサークルなどが使用されているが、その備品購入の予算については下水道事業分と会計の区分けがされているのかとの質疑では、駅西会館の備品はこの特別会計で予算計上し、購入しているとの答弁がありました。

駅西会館は下水道の普及のために地域の方が集えるコミュニティセンター的な目的で貸し館をしているのかとの質疑では、貸し館をすることでコミュニティーの場としても考えていると答弁がありました。

今後のコミュニティ・プラントの修繕料の状況はとの質疑では、機器類の耐用年数に合わせ、必要になったときに修繕対応できるよう予算計上している。ただし、予算計上してあるからと

いって、すべてを使うわけではないとの答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第29号平成21年度瑞穂市水道事業会計予算について審査しました。

これについては、投資有価証券1億円の内容について質疑があり、国債を購入する計画で、現金預金約12億8,000万円の効率的運用を考えているとの答弁がありました。

質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

議案第30号市道路線の認定及び廃止についての審査では、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

なお、付託された議案を審査した後の翌3月11日午前9時30分より、協議会に切りかえ、議案第12号平成20年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）、議案第21号平成21年度瑞穂市一般会計予算、議案第31号平成20年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）の当委員会関係箇所について、執行部から説明を求め、協議しました。

各委員から出された意見をまとめ、委員会の意見として、議案第21号平成21年度瑞穂市一般会計予算及び議案第31号平成20年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）について、執行部に次のことを求めることとしました。

平成21年度瑞穂市一般会計予算においては、新規に設置を計画している街路灯について、児童・生徒の安全を考え、通学路や公園周辺などを優先して設置していただきたい。なお、従前の自治会からの申請制度を継続し、また設置基準を公表し、自治会とも十分に相談し、市全体でバランスを考えて、市と自治会が共同で選定し、設置されるよう要望する。設置基数の計画については、厳しい経済状況を考慮し、長期的視点に立った計画をするよう要望する。今後の計画のあり方には市民の参加が必要であり、市民と一丸となったまちづくり、市民協働のまちづくりを願うものである。

平成20年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）については、工事のおくれによる繰越明許費の追加及び変更であり、工事の発注は年間を通じて平準化するよう要望する。

以上で、産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。平成21年3月24日、産業建設常任委員会委員長 若園五朗。

議長（小川勝範君） これより、議案第11号瑞穂市給水条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第17号平成20年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第18号平成20年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第19号平成20年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第20号平成20年度瑞穂市水道事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第26号平成21年度瑞穂市下水道事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第27号平成21年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第28号平成21年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第29号平成21年度瑞穂市水道事業会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第30号市道路線の認定及び廃止についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時04分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

皆さんに報告いたします。

事務局長が3時間ほど休暇の届けが出ておりますので、清水千尋君にその間かわりますので、御報告いたします。

日程第19 議案第10号から日程第21 議案第25号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第19、議案第10号瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例についてから日程第21、議案第25号平成21年度瑞穂市学校給食特別会計予算を一括議題とします。

これらについては、文教常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教常任委員長 星川睦枝君。

文教常任委員長（星川睦枝君） 17番 星川睦枝、新生クラブ。

議長のお許しをいただきまして、報告いたします。

ただいま一括議題となりました3議案について、文教常任委員会の審査の経過及び結果について報告します。

文教常任委員会は、3月11日午前9時30分から巢南庁舎3の1会議室で開催しました。全委員が出席し、執行部からは市長、副市長、教育長及び所管の次長、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案番号順に、要点を絞って報告します。

初めに、議案第10号瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より、揖斐川左岸河川敷にある中宮グラウンドについては、ここ数年使用が全くないため、当条例から削除し、土地については国に返すものであるとの補足説明を受けました。

質疑では、自治会との合意はできているのかとの問いに対し、自治会と十分協議して出した結論であるとの答弁でした。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

議案第16号平成20年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）については、給食予定計画人員の減少による給食費負担金の減額で、これに伴い、歳出の賄い材料代を同額減額するものであるとの補足説明を受けた後、質疑を行いました。

その内容については、予算を積算する際、児童・生徒数を過大に見積もっていたのではないかと。また、給食費の収納率はいかほどになるかとの質疑に対して、予算計上の際には児童・生徒数について最大で見込むため、若干多くなる。実際に新年度が始まると私立学校への進学や

転出者等が出てくるため、実際の給食人員は減少する。また、収納率については99%以上を目指して取り組んでいるとの答弁でした。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

議案第25号平成21年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算については、給食対象人数は園児、児童・生徒、その他を合わせて6,633人、給食日数は199日で見込み、平成20年度に比べて349万円多い2億8,295万8,000円を計上したとの補足説明がありました。

この後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

なお、付託された議案を審査した後、協議会に切りかえ、議案第12号平成20年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）及び議案第21号平成21年度瑞穂市一般会計予算の当委員会関係箇所について、執行部から説明を求め、協議しました。

この中で、特に議案第21号平成21年度瑞穂市一般会計予算の旧学校給食巢南共同調理場改修計画予算については、執行部より改修費用、利用計画等が明確に示され、現地視察も実施した結果、当改修計画は教育上必要なものであると全委員一致の意見でしたので、この議案が付託された総務常任委員会に送付する意見として報告書を議長に対し提出いたしました。

また、執行部に対し、改修費用予算合計の5,975万9,000円については、執行に当たってよく精査し、少しでも経費を抑えること。借地については、取得に向けて今後も積極的に折衝を続けること。以上2点を付言しておきましたので報告します。

以上で、会議規則第39条の規定による文教常任委員会の委員長報告を終わります。平成21年3月24日、文教常任委員会委員長 星川睦枝。

議長（小川勝範君） これより、議案第10号瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第16号平成20年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第25号平成21年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方

は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。なお、午後は1時から再開をいたします。

休憩 午前11時32分

再開 午後1時04分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第22 議案第3号から日程第30 議案第31号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第22、議案第3号字区域の変更についてから日程第30、議案第31号平成20年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）までを一括議題とします。

これらにつきましては、総務常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 藤橋礼治君。

総務常任委員長（藤橋礼治君） 議席番号18番、新生クラブの藤橋礼治でございます。

議長より御指名をいただきましたので、ただいま一括議題となりました9議案について、会議規則第39条の規定により、総務常任委員会の審査の経過及び結果について報告をいたします。

総務常任委員会は、3月12日と13日の2日間にわたり、午前9時30分から議員会議室で開催をしました。全委員が出席して、執行部から市長、副市長及び所管の部長、会計管理者、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。なお、議案第12号、第21号及び第31号については、執行部から教育長、教育次長、担当の部長、調整監の出席も求めて審査に当たりました。

議案番号順に、要点を絞って報告いたします。

初めに、議案第3号字区域の変更についてを審査いたしました。

これについては、執行部から補足説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決をいたしました。

次に、議案第4号財産の低額譲渡について審査をいたしました。

これについては岐センの工場誘致で、これ以外に精算されていない物件はほかに残っていないかとの質疑があり、執行部より、ほかにはありませんとの答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決をいたしました。

次に、議案第6号瑞穂市附属機関設置条例及び瑞穂市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例についてを審査いたしました。

これについては、商工業の育成、農業を守ることには賛成であるが、圧倒的に多い労働者に対する施策はどこに位置づけられているのか。課の名称に「労働」という名称の存在・位置づけがなければ、意識がなくなり、埋没してしまう。労働行政の位置づけも含めて検討されたのかとの質疑がありました。他の市町ではほとんど「商工観光課」という名称で労働行政も担当している。当市は「商工農政課」という名称で、職員を1名増員し、商工・農業の発展、企業誘致、労働行政を含め、将来のための第一歩として理解していただきたいとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決をしました。

議案第7号瑞穂市職員定数条例の一部を改正する条例についての審査では、監査委員事務局を議会事務局から切り離して独立させることについては大賛成である。しかし、このタイミングで議会事務局から職員を削減することには反対である。過去に議会事務局の職員数を1名増員した経緯がある。議会と執行部とは二元代表制であり、地方分権が進む時代だからこそ、議会の戦力を低下させてはいけない。また、監査の強化・独立であるならば、局長が兼務であること自体が機能できていないのではないかと質疑があり、執行部から、局長は兼務であるが、将来は専任にする。監査事務も、財政健全化法の4指標や公会計制度の導入と、事務量が増大している。その事務の職員1名分を区分けした。議会事務局としては、監査事務のほかに固定資産評価審査委員会の事務もなくなり、議会の事務だけに専任できるので強化につながるとの答弁がありました。

この後、討論に移り、賛成討論では、1人の委員から、職員数で考えるのではなく機能として考えた場合、執行部からは、議会事務局の機能を低下させないとの自信のある答弁がありました。職員の個々の質と能力が必要であるとありました。

その後、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決しました。

次に、議案第8号瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例については、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決をいたしました。

議案第9号瑞穂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての審査では、原則、労働条件の変更については組合や互助会など労働者の代表者と労使協議がなされなければならない。今回の税務手当、幼稚園バスの運転手手当の廃止については対等平等な立場で事前に交渉・協議がされているのかとの質疑に対し、自己の本来の業務に付随して発生するものについては、本給に含まれていると解釈が成り立つものは見直しをしなさいと県から指導があり、従来から検討をしてきた。税務手当については、合併のときからの協議事項で、3年前から猶予期間を持ち、今回廃止に至った経緯がある。幼稚園バス運転手手当は、該当職員が

いなくなったので廃止するものとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決をいたしました。

議案第12号平成20年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）についての審査では、生活保護の申請について、申請書を出す前に断り、対象外とする扱いをしていないか。申請の実情や市の対応はどうなっているのかとの質疑がありました。市民相談室を設け、面接受け付け簿を作成し、漏給防止に努め、対応している。相談では、十分に内容を聞き、説明をし、本人の意思により申請していただく。相談件数については今年度は52件あり、14件の申請を受理し、そのうち12件が保護開始に至っているとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決をいたしました。

次に、議案第31号平成20年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）について審査しました。

これについては、予算計上の段階でよく調査をして発注しなければならない。この年度末に工事が多過ぎる。市民には、予算が余っているから使い切っているように見える。その中で、今回の繰越明許費の補正予算は、行政に対する信頼が低下してしまう。重々考えて、行政の公平性を住民から見える形でやってもらいたいとの意見がありました。

この後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決をいたしました。

最後に、議案第21号平成21年度瑞穂市一般会計予算について審査しました。

まず審査に当たり、文教常任委員会より所管部分の協議における意見の申し出があり、全委員に報告しました。その概要は、文教常任委員会所管の予算について、特に新規事業の教育費、学校教育費に旧学校給食南共同調理場改修計画予算が計上されており、執行部に説明を求めた結果、当施設における過去からの経緯を踏まえ、改修費用、利用計画等について明確に方針が示されました。また、計画を取りやめ、廃止する場合の補助金返還額、解体費用等についても説明があり、現地視察も実施しました。その結果、委員全員、当改修計画は当市にとって教育上必要なものであるとの意見で一致しましたという内容のものでした。

引き続きまして、各項目別に執行部より補足説明を受けた後、質疑を行いました。

まず本田コミュニティセンター費について、報酬、賃金、業務委託料とあるが、職員体制はどうなっているのかとの質疑に対し、市の採用職員は嘱託員の社会教育指導員と臨時職員との2人で、そのほかに業務委託をする施設管理公社の社員でローテーションを組んで行う。牛牧北部防災コミセン、牛牧南部コミセンは地域児童指導員であるが、本田コミセンは社会教育指導員ということで、社会教育的な施設として運営するとの答弁がありました。

続いて、農産物直販所の実証実験の予算は、新年度も継続して行う前提での予算なのかとの質疑がありました。昨年9月から1年間実証実験を行うため、4月からの予算である。新年度は、実験研究会で1年間の実証実験の内容を検証しながら、アンケートを参考に、正式に直販所を設置するかどうかは審議会にて協議するとの答弁がありました。この直販所は赤字なの

か黒字なのか、自立できていくのか、毎年行政が補助金を出していく前提での運営であるのか、審議会では公正・公平に審議していただきたいとの意見がありました。

また、商工会補助金が前年度より120万円の増額となっている。ふれあいフェスタ委託料も210万円増額している。補助金、委託料の金額は適正なのかとの質疑では、商工会は、国・県・市の補助金を受けながら、新年度は新規事業の活性化策として、朝日大学の教授を講師として「創業塾」を立ち上げたい。来年のフェスタの構想として、新たに巢南公民館の多目的ホールに協賛企業を紹介するブースの設置、食品衛生法の関係でテントの三方を囲んだり、地元のサークルの紹介などをイベント業者にお願いしていく関係で増額となったとの答弁がありました。その後、現在の商工会として事業よりも商工会の組織の強化が先決ではないか、その補助金に対する事業の費用対効果を検証していただきたいとの意見がありました。

そのほかに、下水道の全体計画はいつまでに策定されるのかとの質疑については、平成21年度中に策定する予定であるとの答弁がありました。

また、街路灯、防犯灯の設置や電気代について、近隣の山口市、本巢市、北方町が公設公営でやっている。公設公営は自治会連合会からの要望と市長のマニフェストであるが、自治会は今までどおり電気代を払うのは厳しいからとの要望があったのか。今後、市の財政が悪化した場合、自治会での支払いに戻すことは大変難しいと懸念するとか、各市町の設置基数や予算額はどのくらいあるのかなどの質疑がありました。市長から、4月、8月の自治会研修会での意見をまとめられ、正式に要望書として出てきたものがマニフェストの内容と一致したので予算化したものと答弁がありました。その後、住民の命を守り、安全・安心のまちづくりをすることは自治体の責務である。受益者の自治体負担とすること自体が公的責任を放棄するものであり、防犯灯の公設公営は当然の帰結である。ただし、設置要綱が後先になって順序が逆であるので、速やかに改正していただきたいとの意見がありました。

また、これに付随し、今現在、自治会にお願いしている溝ざらえ、側溝掃除などが、市でお願いしたいということになりはしないかと懸念するが、その辺もあわせて不安視であるとの質疑がありました。市長から、街路灯以外のことは全く考えていない。自治会として余裕のできたお金を有効に使っていただきたい。また、県内で瑞穂市だけが「緑の募金」をしていない。そのかわりとしてぜひお願いしたいとの答弁がありました。

また、文教常任委員会からの意見報告について、「旧学校給食巢南共同調理場改修計画を取りやめ、廃止する場合の補助金返還額、解体費用等についても説明があり」となっている点に再度説明を求め、改修工事をしない場合は、取り壊し費用で2,300万円、補助金返還額で2,900万円必要となる。過去からの経緯についての説明として、部長会で利用方法について、当初、すみれの家の案があったが、福祉のアンケート調査の結果、別の場所だという話があり、なくなった。この施設は学校施設であったので、教育委員会として利用したいということで今回の

案になったとの補足説明がありました。

改修費用に5,900万円かかり、毎年、維持費が310万円かかる。10年で1億円の投資となる。老朽化したら、また改修費もかかることになる。現在建っているものを壊すのは勇気が要るが、財政的な観点から中・長期的に検討すべきではとか、新給食センターの建設計画時から跡地はどのようにかを検討すべきだったのではとか、その他に、市内の各施設は効果的に使われているのか、教育研究所が入る施設は別になかったのか、ここを利用する団体はここに入る必要性があったのか、各施設の未使用状況、空き部屋状況をよく調査・吟味していないのでは、施設の底地が借地であるが、取得する努力はどうかなどの質疑がありました。教育委員会の各施設は貸し館施設として使用している。巢南地区の貸し館施設は巢南公民館一つしかなく、とてもあいている状況ではない。巢南中学校の中にあつた給食センターを取り壊し、平成6年に当施設を30年から40年使用する計画で建てている。それを十数年で壊してしまうのはもったいない。また、市にはすばらしい文化の吹奏楽団があるが、練習する場所がないとの要望は以前からあつた。公共施設の利用状況を再度調査・確認をし、有効活用できるよう今後考えていきたい。借地については、取得に向けて、再度、地権者と折衝を何度も続けてやっていくとの答弁がありました。

ほづみ幼稚園の改修については、今回、どこを改修するのか。また、総括質疑において当面は公設公営で存続するという答弁であつたが、将来の保証と民営化はあり得るのかとの質疑がありました。B棟と造形室の耐震補強と駐車場の増設、3年保育に向け、3才児用にトイレ、手洗い場を低くし、段差などを改修する。この経済状況から、先行きが見えない、この先どうなるのか予測できないということで「当面」と表現した。幼稚園のあり方について多方面から検討する中で民営化はどうなんだろうと検討しただけで、民営化に向かつて進んだのではないとの答弁がありました。

これら質疑の後、平成21年度瑞穂市一般会計予算に対する修正案が1人の委員から提出されました。

修正案の趣旨説明として、監査委員事務局の独立は賛成であるが、それとあわせて議会事務局の職員定数を1名減らすことが問題である。監査委員事務局の独立とは切り離し、議会事務局はどうあるべきかを単独で考えなければいけない。もう一度もとに戻して1年間じっくり考えるべきだ。絶対に議会の職員定数を5のままで減らさないでほしいとの説明がありました。

修正案の内容は、監査委員費における専任職員1名の人件費と日々雇用職員1名の賃金を議会費に移行するものでありました。

この修正案に対する質疑はなく、討論では、1人の委員から、この修正案はさきに可決された職員定数条例の改正を再度出し直すものであるから、議事の整合性からは不自然であるとし

て反対すると、原案賛成で修正案に反対の討論がありました。

そのほか討論はなく、議案第21号の採決を行いました。

採決は、まず最初に修正案について採決を行いました。その結果、賛成少数で否決されました。続いて原案について採決を行いました。採決の結果、原案のとおり賛成多数で可決されました。

以上で、会議規則第39条の規定による総務常任委員会の委員長報告を終わります。平成21年3月24日、総務常任委員会委員長 藤橋礼治。

議長（小川勝範君） これより、議案第3号字区域の変更についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第4号財産の低額譲渡についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第6号瑞穂市附属機関設置条例及び瑞穂市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第7号瑞穂市職員定数条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 4番、改革の西岡一成でございます。

私は、本議案に反対の立場で討論を行いたいと思います。

さて、本議案の内容は、職員定数は429のまま変わっておりませんが、議会の事務局の定数を1減とし、監査委員の事務局は定数1増配置として事務局を独立させる、こういうことでございます。そもそも監査委員は独立機関であり、その事務局もまた独立していなければならないのは当然であります。その意味では、4人が議会の事務局と併任し、事務局のかねめである事務局長を議会事務局長と監査委員事務局長が併任するという形での改正は、独立ではありません。私に言わせれば、まやかしの対処方針と言わざるを得ません。監査委員の事務局は議会の事務局との併任ではなく、専任職員を配置すべきであります。

同時に問題であるのは、監査委員の事務局を独立させることと、議会の事務局の定数を1減とする内容にあります。議会改革検討特別委員会が発足し、議会の立法機能や政策・立案機能の強化、そのために議会事務局体制をどう強化していくのか、そのことが今後検討課題になってくるであろうことはお互いに確認できるところでございます。ところが、議会改革検討特別委員会ではまだ一回もそのような話がされていないと思います。また、全員協議会でも議会の事務局の定数を1減とする話などは全くなされておられません。

事は、二元代表制の一方である議会の基本的なあり方にかかわる問題であります。そのことが軽く考えられているのではないのでしょうか。例えば会派室といっても、ただ空間があるだけ。電話もファクスもパソコンもありません。新聞すらありません。ましてや、今回の定数条例の改正によって会派室も少なくなるわけであり、図書室の問題もございます。いずれにいたしましても、話し合いはできても、仕事のできる部屋の状態ではありません。こういう状態を議会の側としてどう考えたらいいのでしょうか。これらは、決して議会の事務局の定数を1人減らすことと無関係ではありません。議会に対する考え方の問題であります。行政と議会は対等平等という二元代表制の原理とかけ離れた実態であると言わざるを得ないのであります。

いずれにいたしましても、結論といたしましては、ことしは現行のままとし、来年度にきちんと監査委員の事務局に専任の職員を配置するようにすべきであると考えます。そして、当然のことではありますが、議会の事務局の定数は減らさない、そういうことでもあります。私はかかる立場に立っておりますので、本議案には反対であります。

以上で討論を終わります。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 16番 堀武君。

16番（堀 武君） 議席番号16番 堀武。

議案に賛成の立場で討論させていただきます。

委員長の報告のとおり、監査事務のほか固定資産評価委員会の事務もなくなり、事務局としては機能的に活動できる機関になると思う立場で、私は賛成の討論をします。

議長（小川勝範君） 次に、原案に反対の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 3番 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 3番、改革の熊谷祐子です。

私は、議案第7号に対して反対の立場で討論させていただきます。

骨組みの大変しっかりした反対討論は西岡議員がなさいました。加えて、現在の瑞穂市議会に対する状態というか、思いをつけ加えて述べたいと思います。

いいことだとは思いますが、瑞穂市民の瑞穂市議会に対する目というのは、期待が高まった分だけ厳しくなっていると私は思っております。最近、私のブログの書き込みでこういうのがございました。瑞穂市にとっての救いは、行政職員が優秀であることだと。これで議員たちが優秀になってくれれば申し分ないが、そこまでは欲張りというものだろうと。ある人はこれを読んで市役所の職員が書いておるんじゃないかと言った人がいましたが、いずれにしても、瑞穂市の行政が非常に2年前から改革に前のめりになるぐらい走り出したのに比べて、やっぱり瑞穂市議会の改革はおくれがちであることは否めません。

私たちは、議員というのはほとんど素人がなるわけで、本日は最終日ですが、行政の皆様が200億円を超える新年度予算を出されていますが、これに対して、ほかの条例もそうですが、全部内容を理解し、チェックし、そして賛成か反対か議決するなんていう本当に大それた仕事をするわけです。そのためには、議会事務局から私たちはしっかりしたレクチャーとサポートを受けなければ到底やっていけるものではございません。

聞くところによりますと、私は5年前に議員になったばかりですが、先輩たちのお話によりますと、穂積町、巢南町からずうっと続いて、議会の体制・内容を強化するという歴史的な経緯がずうっと続いてきたと伺っております。執行部からも、過渡的なものであるからという御説明が豊田副市長からございました。過渡的なものであるとするならば、来年以降また強化されることを希望しておりますが、結果的にはへこんでいるわけですから、弱まっているわけですから、定数減というのは。

以上述べた理由で、瑞穂市議会の瑞穂市の行政に劣らない内容を希望して、今回の定数減は賛成しかねるというのが私の反対討論でございます。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 8番 広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） 議席番号8番 広瀬武雄でございます。

議長のお許しをいただきましたので、賛成の立場から発言をさせていただきます。

るる反対意見を承りましたが、昨今の諸情勢をかんがみますと、いわゆる役所における職員数全体を減らさざるを得ない環境下にあることは否めない事実でございます。そういう中にありまして、果たして人数だけを問うて十分なる対応ができるのであろうかどうか。民間会社におきましても同様でございます。すなわち、少数精鋭主義という言葉がございますが、いわゆる一人ひとりの資質と能力が高ければ、現在の事務局の1人分ぐらいが減らされたといたしましても、劣ることはありましてもまさるものが出てくるような気がいたします。

そのような観点からいたしまして、今回の監査事務局を専任にし、議会事務局の定数を1人減らすということに対しましては賛成の立場でございますので、その旨発言をさせていただきます。以上でございます。

議長（小川勝範君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立多数です。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第8号瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第9号瑞穂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第12号平成20年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合によりまして、休憩をいたします。

休憩 午後 1 時58分

再開 午後 2 時47分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

これより、議案第21号平成21年度瑞穂市一般会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案に対して、西岡一成君ほか1名から、お手元に配付しました修正の動議が提出されています。したがって、これを本案にあわせ議題とし、提出者の説明を求めます。

4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 4番、改革の西岡一成でございます。

議案第21号平成21年度瑞穂市一般会計予算に対する修正動議を、地方自治法第115条の2及び瑞穂市議会会議規則第16条の規定により提出をさせていただきたいと思っております。

提案の理由につきましては、先ほど第7号議案で申述べましたので、結論だけ申し上げます。監査委員の事務局については、来年度、議会事務局定数を削減させず、併任させない形で独立をさせるという立場から、今年度の予算案は従来どおりとする、そのため予算を組み替える。具体的には、監査委員事務局の職員給、一般職のですね、それから日々雇用の職員について、議会費に振り向けるといった内容についてであります。

一つ、手続的に申し上げておきたい点でありますけれども、条例案が議決をされたから反対できない、あるいは修正できないというものではございません。議員の審議権、議決権は各議案に対して保障をされております。議決権の内容につきましては、賛成、反対、棄権、議案修正権とあるわけでございまして、賛成する権利が保障されているだけではないわけでございます。そういう意味におきまして、この修正案の動議につきましてひとつ御理解をいただきまして、十分な御審議をいただければというふうに思います。

簡単でございますけれども、提案理由の説明にかえさせていただきたいと思っております。

議長（小川勝範君） これで提出者の説明を終わります。

これから修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に対しては西岡一成君ほか1名から修正案が提出されていますので、討論の順は、まず原案に賛成者、次に原案及び修正案に反対者、次に原案に賛成者、そして修正案に賛成者の順に行います。

それでは、まず原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 8番 広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） 議席番号8番 広瀬武雄でございます。

議長のお許しをいただきましたので、原案に賛成の立場から発言をさせていただきます。

西岡議員よりもその説明の中で7号議案が改正されたことによって云々というお話がございましたが、私は、7号議案で瑞穂市職員定数条例の一部を改正する条例について既に可決・承認されておりますので、そのような御意見はあったといたしましても、原案に賛成という立場から発言をさせていただきました。以上でございます。

議長（小川勝範君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 3番 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 議席番号3番、改革の熊谷祐子です。

私は、修正案に賛成の立場で討論させていただきます。

理由は先ほどの議案第7号のときに申し上げましたのと同じでございますが、議会の力を、過渡的ではあれ、弱めていては、瑞穂市の全体、特に行政が今大変な勢いで改革を進めていることに対して議会が引くこととなりますので、過渡的であれ、いつときも力を弱めるような結果になることには反対ですので、この修正案に賛成という討論を述べさせていただきます。以上です。

議長（小川勝範君） ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 13番 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 13番、日本共産党の小寺徹でございます。

私は、修正案に反対をし、原案に賛成の立場で討論をしたいと思います。

議案第7号の瑞穂市職員定数条例の一部改正について私は賛成をいたしました。討論に参加しませんでしたので、どういう立場かを述べたいと思います。

総括質疑で、この提案された内容が監査事務局体制を強めるために監査事務局を独立させるということで提案され、そのときに私は、当然それならば監査事務局の増員ということが必要だという立場で質問し、討論をいたしました。その後いろいろ討論を聞いておる中で、執行部も議会事務局の機能を落とさないために今後努力をするという答弁もございましたので、監査事務局を独立させ強化する過渡的な段階としてこの提案について賛成すると、そういう立場で賛成をしたところでございます。今回の修正案については、監査事務局を分離するのはいけないと、監査事務局の人件費をもとに戻すべきだという修正案でございますけれども、それには反対であるという立場でございます。

さらにもう一つ、原案について、私は今回初めて日本共産党としても賛成の立場であるということを討論で述べたいと思います。

20年度の一般会計予算では反対をいたしました。その反対の理由は、瑞穂市西部縦貫道路を建設するという市長の意見表明があり、その路線が東海道線を抜くという路線で、非常に20億という無駄な工事になるのではないかということ、その調査・設計が入っているということで反対をいたしました。今回の総括質疑の中でその辺はどうなっておるんだということを質問いたしましたところ、路線については、今、道路審議会で審議をしていると。今年度の事業については、ハマセンから保育所までの道路の歩道の拡幅設計調査に充てるというような答弁がございまして、まだ路線についても道路審議会で審議中という点でございますので、まだ無駄かどうか分からないということでの立場でございます。

さらに、今回の予算で前年度より25億多い、こういう景気のときになぜふえたかというところをいろいろ分析してみますと、子供の教育の環境整備を充実させると。また、安全に勉強できるために穂積中学校の建てかえをするということは当然必要な事業でございます。さらに、幼稚園の改築につきましても、耐震性が危ぶまれる、さらに保育園で3年保育をやるという体制をとるための改修であるという点では、子供の教育の整備をする点では非常に大切な課題であり、事業であるということでございます。さらに、牛牧第2保育所の増設、さらに学童保育の設置等々、今後、瑞穂市の子育て事業の整備を整えていくという点でも、非常に重要な事業を着手していくという点を評価いたしまして、今年度、21年度の瑞穂市の一般会計については賛成の立場ということもあわせて述べておきたいと思います。以上でございます。

議長（小川勝範君） ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 9番 山田隆義君。

9番（山田隆義君） 9番 山田でございます。

議案第21号の平成21年度瑞穂市一般会計予算に対しましては賛成、かつまたこの動議に対しては反対という立場で討論をさせていただきますが、その経緯は、私はこの議案第7号瑞穂市職員定数条例の一部を改正する条例という絡みから申し上げたいと思います。

これは、私は過去から、行政の監査機能をしっかりやれということで、具体的に言えば、外部監査をやらないかんということを書いてまいりました。なぜかといいますと、今のような監査機能では、監査費の予算も少ないし、それから監査の内容も日数が少ないということで、簡単に言えば事務的な監査の域を出ていないわけですね。私は、公務員は能力のある方ですから、領収書だとか、収支のバランスとか、そういうことは間違いは恐らくないと思うんですよ。私が監査を申し上げたのは行政面での監査、議会の議決に沿ってきちんと仕事をやっておるかやっていないかと。具体的に言えば、委託費とか補助費とか、契約で言えば随契、設計、そこら辺をしっかりと監査をしていただきたい。

今、中央でも、小沢党首の問題は御存じのとおり。これは市民から見たら、国民から見たら、間違いなく圧力があって献金をもらっておるのやと、これはみんな見ておるんだけど、政治資金規制法という網をうまく乗り切って捜査の手が党首に及ばない。だから、事情聴取はしない。ということは及ばないということ。及ばないということは、それで終わりなんです。これは、どこでもこういう傾向が起きてくる可能性があるんですよ。こういうことが本市で起きてはいかんのですから、だから行政監査をしっかりとやって、数字の符合が合っておるぐらい、だれでも合わせてあるんや、これは。だから、そういうことではだめでありますので、行政面をしっかりと監査してほしい。だから、外部監査をやってくれと言っておるわけですよ。

それが、外部監査は費用もかかるんで、当面の問題として監査部局を別にすると。そのために、職員、専任職員が1人で事務局長は兼務すると。1人は議会事務局の職員を減らすと。これも不十分は不十分なんです。だけど、副市長が言われたように、過渡的にとりあえずそういうふうで今回は認めてほしいと。予算も、そんな関係で予算を計上しておると。私は過渡的ということで原案を賛成しますし、修正動議を容認するわけにいきません。だから、原案に賛成で、修正動議は反対。

しかし、今回はそれで認めますけれども、これがずさんにのうのうと次の、改革しなきゃならん、最大1年ですね、来年3月には少なくとも監査部局をしっかりと人数も位置づけしていただき、議会事務局もきちんと二元代表制にふさわしい職員の配置もしていただく、そういうことを私は信じておりますので、やらなかった場合は、もう何もかも反対と。みんな反対して、とことんまで、議案も全部うそばかりやで全部反対ということにしますので、執行部はしっかりと受けとめていただきたい。

以上、私のこの件についての討論とさせていただきます。

議長（小川勝範君） ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 19番 若園五朗君。

19番（若園五朗君） 議席番号19番、新生クラブ、若園五朗です。

堀市長になられまして2年目の予算に入って、今回また新たな21年度予算が議決されるわけですが、今回の予算は163億6,000万、前年度対比25億8,000万ということで、非常に職員の充実に伴う各事業、民生費が4億5,000万の増、前年度対比。また土木費におきましては1億8,000万ということで、21億の今度は土木費の予算がついています。また、教育費においても17億2,000万という前年度対比、今年度は34億2,000万ということで非常に大きな予算がついておるわけでございます。

この予算を通すことによって、20年度の決算において不用額が出るか出ないか、市長の手腕にかかっています。また、21年度の予算においても、この膨大な予算を、執行部の職員を充実させることにより、堀市長の手腕を見たいところでございます。また、各委員会におかれまして、十分その予算を通した中でいろいろ質疑、あるいは予算の内容をチェックする義務があるかと思えます。その辺は皆さん御存じかと思えます。また、今回の街路灯、防犯灯についても、現在325基が設置されておるところでございますが、まだ電気がついていないところもございませう。今回はその予算を725基つけるというのが、実際にそれがすべてできるかどうか、これも堀市長の手腕にかかっています。

そうした中で、予算をある程度通すことがやっぱり議会の責務と、今回の議会事務局の充実等におかれましても、前回の市長のときに職員の増を私たちはした経緯がございますが、それについても十分、本来、西岡議員が言われたとおり、ある程度私たちのやっぱり議会議員の立場の中で、充実する中で職員を削減する、あるいは監査委員事務局を独立するということも踏まえ、今以上のやっぱり職員の努力によって、かつ議会事務局の活性化を議員とみんなで助け合いながら、今以上にお互いに切磋琢磨してやるべきだと思います。

今回の原案について賛成で、修正案に反対していきたいと思います。その内容につきまして、またいろいろと各委員会、あるいは会派の話し合いの中でまたいろいろと議論していけばいいかと思えますが、今回の堀市長の21年度の予算についてはまず通して、それからお互いに切磋琢磨して予算を見ながら執行し、やっていくことが大事かと思えます。産業建設協議会においてもきのう現場を見たんですが、繰越明許費というのが非常に多く出ている、あるいはある業者が非常にたくさんやり過ぎてしまって執行できていないという状況もございませう。非常にそういう中も含めまして、それが今の堀市長の体制でございませう。それを含めて、今後いろいろと内容につきまして議会としてもしっかり予算執行、そしていろんな状況を見るのが議会人だと思います。

以上をもちまして、賛成と、修正案について反対の討論をさせていただきました。ありがとうございました。

議長（小川勝範君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

まず、本案に対する西岡一成君ほか1名から提出された修正案について、起立によって採決をします。

修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立少数です。したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決します。

原案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立多数です。したがって、議案第21号平成21年度瑞穂市一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第31号平成20年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3 時14分

再開 午後 3 時30分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりまして、あらかじめ延長します。

日程第31 発議第 1 号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第31、発議第 1 号青少年を有害情報から守る環境整備の強化を求める意見書についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

8 番 広瀬武雄君。

8 番（広瀬武雄君） 8 番 広瀬武雄でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、意見書の提出につきまして御提案をさせていただきたいと存じます。

青少年を有害情報から守る環境整備の強化を求める意見書について、9名の市会議員の皆様方の賛成を得まして、また地方自治法第99条の規定に基づきただいま申しました議案を、別紙のとおり瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出させていただきます。

まず、その別紙の内容について朗読させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

青少年を有害情報から守る環境整備の強化を求める意見書。

インターネットの普及は、国民にはかり知れない利便性をもたらしたが、その一方で、青少年の成長に有害な情報も存在し、これに起因した事件に巻き込まれ、そして被害に遭うケースも多く発生しており、有害情報のはんらんは大きな社会問題となっている。

中でも、幅広い年齢層に普及している携帯電話・PHSは、情報通信機器としてのすぐれた機能に加え、親の目の届かない所で、手軽にインターネット上の有害情報サイトにアクセスし、青少年が容易に有害情報に接触してしまう危険性も持ち合わせております。

このため、本年4月、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行されるところであります。

同法により、フィルタリングサービス普及に向けた取り組みが強化され、青少年が有害情報に接触する機会をできるだけ少なくするなど、安全・安心に基づくインターネット環境が整備されることを期待するものであります。

しかしながら、ユニバーサルなコミュニケーションツールとしての情報通信機器は、利便性や可能性の拡大が追求され、日々進化を繰り返し、同法が想定していないパソコンとも携帯電話とも区別しにくい機器を持つ青少年が、公衆無線LANに接続してインターネットを利用す

るケースがふえてくることや、それら情報通信機器を使った新たな手口による犯罪の発生も予想されるなど、青少年を取り巻く社会環境は、日々目まぐるしく変化しております。

こうしたことも踏まえ、国におかれては、関係法令の実効ある運用とともに、青少年の健全育成の観点から、有害情報から保護するための取り組みのさらなる強化が必要であり、次のとおり必要な措置を講じられるよう強く求めるものであります。

その1としまして、本年4月から施行される「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」を初めとする関係法令等の、実効性の高い運用を図るとともに、青少年を取り巻く社会環境の変化への確に対応するため、適時、迅速な見直し等にも努めること。

2. 青少年やその保護者のフィルタリングサービスに対する正しい理解とその適切な利用に向け、また、インターネットの安全で安心な利用に向けて、積極的な啓発に努めること。

3. フィルタリングサービスの機能向上とその普及及び有害サイトと非有害サイトの適切な区分・管理に向け、関係事業者に対する積極的な働きかけに努めること。

4. 小・中・高等学校において、児童生徒のみならず、教員や保護者も対象とするなど情報モラル教育の充実を図ること。

以上、提出先につきましては、衆議院議長 河野洋平様、参議院議長 江田五月様、内閣総理大臣 麻生太郎様、総務大臣 鳩山邦夫様、法務大臣 森英介様、文部科学大臣 塩谷立様、経済産業大臣 二階俊博様、国家公安委員会委員長 佐藤勉様、内閣府特命担当大臣（少子化対策・男女共同参画） 小淵優子様提出させていただきたいと存じます。

以上でございます。

議長（小川勝範君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第1号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 11番 松野藤四郎君。

11番（松野藤四郎君） 11番 松野でございます。

1点御質問したいと思っております。

ページをめくりますと意見書が書いてありますが、要は、家庭にありますパソコン等からイ

ンターネットをやっていくわけですけど、「パソコンとも携帯電話とも区別しにくい機器」とありますが、これはこういったものを指すのか。

それから、「フィルタリングサービス」と書いてありますが、ちょっと横文字はわかりませんので、その説明をひとつお願いしたいと思います。以上です。

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） 議席番号8番 広瀬武雄でございます。

ただいまの松野議員の質問に対してお答えをさせていただきます。

第1点は、「パソコンとも携帯電話とも区別しにくい機器を持つ青少年が」というくだりでございますが、これは具体的には、携帯電話そのものが徐々にパソコンに近づいていると、能力的に、機能的に。という意味合いを表現しているというふうに御解釈いただきたいと存じます。

それと第2点目、フィルタリングサービスというのは、御存じのとおり子供が携帯電話を持ちましたときにはいろんな情報が入り込んでまいりますので、青少年の育成のために、それにふるいをかけて、業者にその辺のところを、害にならないような部分を青少年に提供するという機器にして売るという解釈でございます。以上でございます。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

発議第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第32 発議第2号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第32、発議第2号子どもの体力向上の推進に関する意見書についてを議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

6番 森治久君。

6番（森 治久君） 議席番号6番 森治久でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、意見書を提出させていただきます。

賛成者に、藤橋礼治議員、広瀬時男議員、星川睦枝議員、若園五朗議員、堀武議員、広瀬武雄議員、棚橋敏明議員、庄田昭人議員、若井千尋議員、以上9名の方の賛成をいただき、子どもの体力向上の推進に関する意見書を提出させていただきます。

なお、趣旨説明は、朗読をもってかえさせていただきます。

子どもの体力向上の推進に関する意見書。

体力は、私たちが活動するための源であり、健康な生活を送る上で大変重要なものである。また、物事に対する意欲や気力を十分に発揮するためには、欠かすことのできないものである。

将来を担う子供たちにとって活発に身体を動かすことは、体力を向上させ、病気から身体を守るための抵抗力を高めることにつながる。子供の時期からあらゆる活動の源となる体力をしっかり身につけていくことは、子供の将来にとっても大切なことである。

しかしながら、近年、都市化や生活の利便性の向上など、子供たちを取り巻く生活環境の変化に伴い、子供たちが身体を動かす機会や自由に遊べる場所が減少し、子供の体力は、低下、停滞の傾向にある。

子供の体力の低下は、将来的には国民全体の体力低下につながることとなり、ひいては、社会の活力が失われてしまうことにもなりかねない。

いつの時代も変わることなく、子供たちが心身とも健やかに成長することは、私たちの願いである。運動習慣の定着化を図り、子供たちの体力が向上し、気力、知力がバランスよく成長、発達するようはぐくむための環境をつくっていくことが重要である。

よって、国におかれては、子供の体力向上の推進のために次の事項を実現されるよう強く求める。

記1. 体育の授業を充実させるとともに、子供の体力を向上させるための教職員定数の改善の措置を講ずること。

2. 子供が安全に身体を動かしたり、スポーツに親しむ環境づくりのため、学校体育施設などの整備充実に係る財政措置の拡充を図ること。

3. 地域における優秀な指導力を持った指導者を活用するなど、運動部活動の外部指導者派遣に係る財政措置の拡充を図ること。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、以上でございます。

地方自治法第99条の規定に基づく上記の議案を、別紙のとおり瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

以上、よろしく御審議の上、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（小川勝範君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします……。

〔発言する者あり〕

議長（小川勝範君） ただいま庁舎内で火事が発生しました。議事をしばらく中断いたします。事務局の指示に従って避難してください。

休憩 午後 3 時47分

再開 午後 4 時25分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

先ほどの防災訓練に大変御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

森治久君の趣旨説明は終わりましたので、お諮りします。発議第 2 号は、会議規則第37条第 3 項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、発議第 2 号は委員会付託を省略することに決定をしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第 2 号を採決します。

発議第 2 号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、発議第 2 号は原案のとおり可決されました。

日程第33 土地財産調査特別委員会の中間報告の件（委員長報告・質疑）

議長（小川勝範君） 日程第33、土地財産調査特別委員会の中間報告の件を議題にします。

土地財産調査特別委員会で継続調査事件となっています土地財産の管理状況の件について、

会議規則第45条第2項の規定により、同委員会から中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許可します。

土地財産調査特別委員会委員長 若園五朗君。

土地財産調査特別委員長（若園五朗君） 議席番号19番、新生クラブ、若園五朗です。

議長より発言の許可を得ましたので、土地財産調査特別委員会の実施状況について報告します。

本委員会は、平成20年6月定例会において設置されてから今日までに8回にわたり開催し、そのうち3回につきましては9月定例会におきましてその状況を中間報告として報告させていただきましたので、今回は第4回以降の状況について報告させていただきます。

第4回につきましては平成20年10月16日に開催し、第3回目で調整された対象物件を田、宅地、雑種地、その他として不燃物処理場関係の4種類に分別しました。そのうちの田、宅地について内容の説明を受け、その管理状況及び今後の運用方法等を検討しました。また、行政財産から普通財産に移管された1件の新たな物件の説明を受けました。

第5回につきましては平成20年10月27日に開催し、第4回に引き続いて、雑種地、不燃物処理場関係の土地における利活用方法について活発な意見を交わし、協議をいたしました。また、新たに普通財産に移管された物件の現地調査も実施しました。

第6回を平成20年11月14日に、第7回を平成20年12月1日に開催しました。この2回の会議では、提案された利活用方法の内容を、具体性、計画性等の面から積極的な意見を交わし、協議いたしました。現地の実態調査も実施しました。

第8回につきましては平成21年2月18日に開催しましたが、執行部から提案されている議案には個人情報、利害関係情報が含まれているため、これらを考慮し、本会議を秘密会として協議を行いました。

以上、第4回から第8回までの土地財産調査特別委員会の開催概要並びに調査の状況を述べ、平成20年度の報告とさせていただきます。平成21年3月24日、土地財産調査特別委員会委員長 若園五朗。

議長（小川勝範君） これで土地財産調査特別委員会の中間報告は終わりました。

土地財産調査特別委員長の中間報告に対する質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第34 議員派遣について

議長（小川勝範君） 日程第34、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を瑞穂市議会会議規則第161条の規定により提出しております。

内容については、平成21年4月23日から2日間、滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所で開催される市町村議会議員短期研修に、研修所で受講決定された人数により議員を派遣し、現在の地方行政を取り巻く諸課題について考える一助としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については決定しました。

閉会の宣告

議長（小川勝範君） これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成21年第1回瑞穂市議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

閉会 午後4時33分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成21年3月24日

瑞穂市議会 議長 小川勝範

議員 堀武

議員 星川睦枝